

## 容器包装リサイクル法を見直し、発生抑制と再使用を 促進するための仕組みの検討を求める意見書

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）は1995年に容器包装ごみをリサイクルするために制定されました。その後、2006年に一部改正されたのですが、衆議院環境委員会で19項目、参議院環境委員会で11項目もの附帯決議が採択されたことに示されるなど、多くの課題を抱えたままの成立となりました。

このため、ごみ排出量は高止まりのまま、環境によいリユース容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器がいまだに使われているのが実態です。

根本的な問題は、現在の法律のもとでは、自治体が容器包装の分別収集することになり、リサイクルに必要な総費用の約9割を税金で負担していることにあります。このため容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働きません。今日、地球温暖化防止の観点からも、石油資源の無駄遣いによる環境負担を減らすことが求められています。レジ袋などは先進国だけでなくアジアの国々でも、無料配布禁止の法制化や課税など国レベルの対策が取られています。

我が国においても、一日も早く持続可能な社会へ転換するために下記の対策を国に求めます。

- 1、容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、自治体の負担の軽減と事業者  
に適正な負担を課すなど、分別収集・選別保管の費用負担の在り方を検討す  
る。
- 2、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を促進するため、次のような課  
題への対応について検討する。
  - ①レジ袋など使い捨て容器の発生を抑制し、リユース容器の普及を促す。
  - ②容器包装リサイクル法の対象範囲を拡大する。
- 3、製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みのあり方について検討する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。